

12/10 木

深夜帯 職員1人も可

従来型特養

介護報酬改定で報告案

多く盛り込まれました。

従来型の特別養護老人ホーム（相部屋など）について、見守り機器などの導入と引き換えに、夜勤の職員配置基準の緩和を提案。利

用者数が26～60人以下の場合の夜勤基準は、現在は2人以上となっていますが、これを常勤換算で1・6人以上に引き下げます。換算

方法について厚労省は、深夜帯は職員1人で対応し、夕方や明け方に職員を追加配置することで1・6人を確保したとみなすことも可能だと回答しました。

報告案はほかに、全室個室の特養ホームなど「ユニット型施設」全般について、日本看護協会の岡島さおり理事は「事実上減らされることは薄くなる」と指摘。「認知症の人と家族の会」

の高齢者が共同生活を送るグループホームについて、新設に限り1施設のユニット数の上限を現行の2から3へ引き上げたうえ、夜勤の職員配置基準についても1ユニットに1人以上の「原則」は維持しつつ、3ユニットの場合は「例外的」に2人でも可能にすることを盛り込みました。

厚生労働省は9日、2021年度以降の介護報酬改定について議論している社会保障審議会（厚労相の諮問機関）分科会に「報告案」を示しました。新型コロナ危機を踏まえ「基本認識」の第一に「感染症や災害への対応力強化」を掲げる一方、介護現場の人手不足を置基準や運営基準の緩和がいつそう深刻にする職員配

報告案に盛り込まれた職員・運営基準の緩和

特養など
ユニット型
施設

1ユニットの定員を「10人以下」から「原則10人以下とし、15人を超えないもの」へ緩和

施設のユニット数を「原則1または2」から「3以下」に緩和。夜勤基準は「1ユニット1人」の原則は維持しつつ、3ユニットでは例外的に「2人以上」でも可能に

見守り機器の導入などを要件に夜勤基準を緩和

見守り機器の導入を要件に、夜勤職員配置加算を取得するための職員配置要件を緩和

ICT活用や事務職員配置を要件にケアマネジャーの取扱件数を緩和

グループ
ホーム

従来型特養

入所施設・
短期入所施設

居宅介護支援

委員からは、職員の負担を増やす基準緩和では介護人材の確保がいつそう困難になるとの意見が相次ぎました。

▼関連2面